

令和 8 年 度

市有土地売払い(一般競争入札)のご案内

宇 治 市

総 務 ・ 市 民 協 働 部
資 産 活 用 推 進 課

目 次

はじめに	1
令和8年度売払物件	
市有土地売払（一般競争入札）のながれ	2
1 申込み	3～5
申込書記入例	6～9
2 現地下見	10
3 入札	11～15
4 契約の締結	16
5 売買代金の支払い	17
6 所有権の移転登記	17
7 問い合わせ先	18
令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領	19～22
土地売買契約書	23～25
物件説明書・位置図・写真	26～34
令和8年度一般競争入札参加申込書（参加証）	35
誓約書	36
委任状	37
入札書	38
入札保証金還付請求書	39

は じ め に

- 宇治市では、このたび次の市有土地を一般競争入札により売り払います。
- 一般競争入札による市有土地の売払とは、複数の申込者が価格を競い合い、宇治市があらかじめ決めた価格（以下「予定価格」という。）以上で最も高い価格をつけた方との間に売買契約を締結する方法です。
- この入札に参加するには、申込みが必要です。
（申込みは必ず書面にて、宇治市役所総務・市民協働部資産活用推進課事務室で行ってください。郵送、FAX及びメール等での申込みはできません。）

この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

【 令和 8 年度売払物件 】

物件 番号	物 件 所 在 地	地目	地 積（登記簿）	予定価格
1	五ヶ庄古川 25 番 2	宅地	199.79 m ²	14,105,174 円
2	槇島町一ノ坪 321 番 84	宅地	138.84 m ²	12,606,672 円
3	伊勢田町ウトロ 2 番 112	宅地	134.78 m ²	17,251,840 円

※ 売払は、登記簿の面積によるものとします。
実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行いません。

- 上記物件に係る法的規制、現地の状況等、その他必要な事項については、申込者の方で、調査・確認をしていただきますようお願いします。
- 入札日時： 令和 8 年 9 月 1 5 日（火） 午前 1 0 時
- 入札場所： 宇治市役所 8 階 大会議室

* 入札当日の受付は、入札開始時刻の 3 0 分前から行います。

市有土地売払（一般競争入札）のながれ

1. 申 込 み（P 3～P 9）

申込みは、必ず書面にて、宇治市役所総務・市民協働部資産活用推進課事務室で行ってください。

申込受付期間 令和8年8月3日（月）～令和8年8月28日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※郵送、FAX及びメール等での申込み受付はいたしません。申込み受付時に、令和8年度一般競争入札参加申込書（参加証）と入札保証金を納入する宇治市の納付書を交付しますので、令和8年8月31日（月）までに納付してください。

2. 現 地 下 見（P 10）

下記の物件については、現地見学会を実施します。

1号物件 令和8年8月20日（木） 午後2時から午後3時まで

2号物件 令和8年8月21日（金） 午後2時から午後3時まで

3号物件 令和8年8月24日（月） 午後2時から午後3時まで

※現地下見を希望される方は、令和8年8月19日（水）午後5時までに資産活用推進課まで連絡して予約してください。

3. 入 札（P 11～P 15）

日 時：令和8年9月15日（火） 午前10時

場 所：宇治市役所 8階 大会議室

※入札に関しては、令和8年度一般競争入札参加申込書（参加証）、入札保証金領収書、委任状等を持参してください。

4. 契約の締結（P 16）

落札された方は、令和8年9月30日（水）までに契約を締結してください。
（P 23～P 25）契約締結時に契約保証金が必要です。入札保証金は契約保証金に充当するものとします。

土地売買契約書（宇治市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

5. 売買代金の支払い（P 17）

令和8年10月30日（金）までに売買代金を納付していただきます。

契約保証金は売買代金に充当するものとします。

6. 所有権の移転登記（P 17）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

所有権移転登記の手続きは、宇治市が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要する費用は、全て落札者の負担となります。

1. 申 込 み

申込用紙等の配布

○方 法

書面による手渡し又は宇治市ホームページからダウンロードしてください。

○場 所

宇治市役所総務・市民協働部資産活用推進課事務室

(宇治市宇治琵琶33 宇治市役所3階)

○期 間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月28日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

受付時間：午前9時～午前11時45分 午後1時～午後5時

申込資格

○入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる[申込みのできない方]に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。

○一般競争入札参加申込書に記載された申込者が入札書に記載する入札者となり、落札された場合は契約者となります。

○2名以上の共有名義で参加することもできます。

[申込みのできない方]

(次の1から5までのいずれかに該当する方は、申込みできません。)

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
2. 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者
3. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
4. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
5. 令和8年度宇治市有土地売却入札実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者

申込方法

- 1 申込み方法は、書面の持参による提出のみです。
(郵送、FAX及びメール等による申込みは受け付けません。)
- 2 令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)の記入は、P6～P9を参照してください。
- 3 申込み必要書類

○令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)及び誓約書

- ・P35及びP36の書式を使用してください。(コピー可)
- ・必要事項をもれなく記入し、押印(印鑑証明印)をお願いします。

○印鑑登録証明書(発行日から3箇月以内のもの)

- ・申込人1人につき1通
- ・法人の場合は印鑑証明書(発行日から3箇月以内のもの) 1通

○住民票抄本(発行日から3箇月以内のもので、本籍地・続柄の記載は不要)

- ・申込人1人につき1通
- ・同一世帯員による共有名義申込みの場合は住民票謄本でも可
- ・法人の場合は現在事項全部証明書及び代表者事項証明書(発行日から3箇月以内のもの)

＊ 提出書類の返還には応じられませんのであらかじめご了承ください。

- 4 参加申込み者には、申込み受付時に、令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)と入札保証金を納入する宇治市の納付書を交付します。

(1) 令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)は入札当日必ず持参ください。

(2) 入札保証金は、宇治市の納付書により、令和8年8月31日(月)までに、指定された方法により、宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関から納付してください。(詳細はP13に記載)

入札保証金を納付した領収書は入札当日必ずご持参ください。

【申込受付期間】

令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 2 8 日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付時間：午前 9 時～午前 1 1 時 4 5 分
午後 1 時～午後 5 時

【受付場所】

宇治市役所総務・市民協働部資産活用推進課事務室
（宇治市宇治琵琶 3 3 宇治市役所 3 階）

令和8年度一般競争入札参加申込書（参加証）

次の市有土地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

宇治市長宛て

申込者

住所（所在地）（〒 ー ）

フリガナ
氏名

⑨

（法人名及び代表者名）

電話番号 （ ）

【共有名義の場合】

共有者

住所（所在地）（〒 ー ）

フリガナ
氏名

⑨

共有者

住所（所在地）（〒 ー ）

フリガナ
氏名

⑨

物件番号	物 件 所 在 地	入 札 日 時	
		入 札 実 施 日	入札開始時刻
		令和8年9月15日(火)	

＊ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所及び氏名を記入し、押印（印鑑証明印）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所及び氏名を記入し、押印（印鑑証明印）してください。

＊ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。

受 付 印

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

(記入例) 個人の場合

令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)

次の市有土地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

宇治市長宛て

申込者

住所(所在地)(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

宇治市〇〇町1-2-3

フリガナ 氏名 ウ ジ タ ロウ
宇 治 太 郎

㊞ * (印鑑証明印)

(法人名及び代表者名)

電話番号 0 7 7 4 - 〇〇 - 〇〇〇〇

【共有名義の場合】

共有者

住所(所在地)(〒 -)

フリガナ
氏名

㊞

共有者

住所(所在地)(〒 -)

フリガナ
氏名

㊞

物件番号	物 件 所 在 地	入 札 日 時	
		入 札 実 施 日	入札開始時刻
1	五ヶ庄古川 25 番 2	令和8年9月15日(火)	午前10時

* 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑証明印)してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑証明印)してください。

* 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑証明印)を押印してください。

受 付 印

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

(記入例) 法人の場合

令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)

次の市有土地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

宇治市長宛て

申込者

住所(所在地)(〒〇〇〇〇-〇〇〇〇)

宇治市〇〇町1-2-3

フリガナ
氏名

カブシキガイシャ
株式会社

マルベケフドウサン
〇×不動産

㊞代表者印(印鑑証明印)

(法人名及び代表者名) 代表取締役社長 ○ △ 次郎

電話番号 0774-〇〇-〇〇〇〇

【共有名義の場合】

共有者

住所(所在地)(〒 -)

フリガナ
氏名

㊞

共有者

住所(所在地)(〒 -)

フリガナ
氏名

㊞

物件番号	物件所在地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	五ヶ庄古川25番2	令和8年9月15日(火)	午前10時

* 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑証明印)してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑証明印)してください。

* 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑証明印)を押印してください。

受付印

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。

入札当日に必ず持参してください。

(記入例) 共有名義の場合

令和8年度一般競争入札参加申込書(参加証)

次の市有土地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

宇治市長宛て

申込者

住所(所在地)(〒〇〇〇〇-〇〇〇〇)

宇治市〇〇町1-2-3

フリガナ 氏名 ウ ジ タ ロウ
宇 治 太 郎

⑩ * (印鑑証明印)

(法人名及び代表者名)

電話番号 0 7 7 4 - 〇〇 - 〇〇〇〇

【共有名義の場合】

共有者

住所(所在地)(〒〇〇〇〇-〇〇〇〇)

宇治市〇〇町1-2-3

フリガナ 氏名 ウ ジ ハナ コ
宇 治 花 子

⑩ * (印鑑証明印)

共有者

住所(所在地)(〒 -)

フリガナ
氏名

⑩

物件番号	物件所在地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	五ヶ庄古川25番2	令和8年9月15日(火)	午前10時

* 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑証明印)してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑証明印)してください。

* 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑証明印)を押印してください。

受付印

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

2. 現 地 下 見

物件の現地下見を以下のとおり行います。

参加を希望される方は、令和8年8月19日（水）午後5時までに資産活用推進課まで連絡して予約してください。

○ 場所及び日時

物件番号	下見場所（物件所在地と同じ）	下 見 日 時
1	五ヶ庄古川25番2	令和8年8月20日（木）午後2時～午後3時
2	槇島町一ノ坪321番84	令和8年8月21日（金）午後2時～午後3時
3	伊勢田町ウトロ2番112	令和8年8月24日（月）午後2時～午後3時

* 駐車場は設けておりませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

参考資料の縦覧

○ 日 時 令和8年8月3日（月）～令和8年8月28日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
・午前9時～午前11時45分
・午後1時～午後5時

○ 場 所 宇治市役所総務・市民協働部資産活用推進課事務室
（宇治市宇治琵琶33 宇治市役所3階）

* 参考資料の複写はできません。

3. 入 札

○ 日 時 令和8年9月15日（火） 午前10時

○ 場 所 宇治市宇治琵琶33

宇治市役所 8階 大会議室

受 付

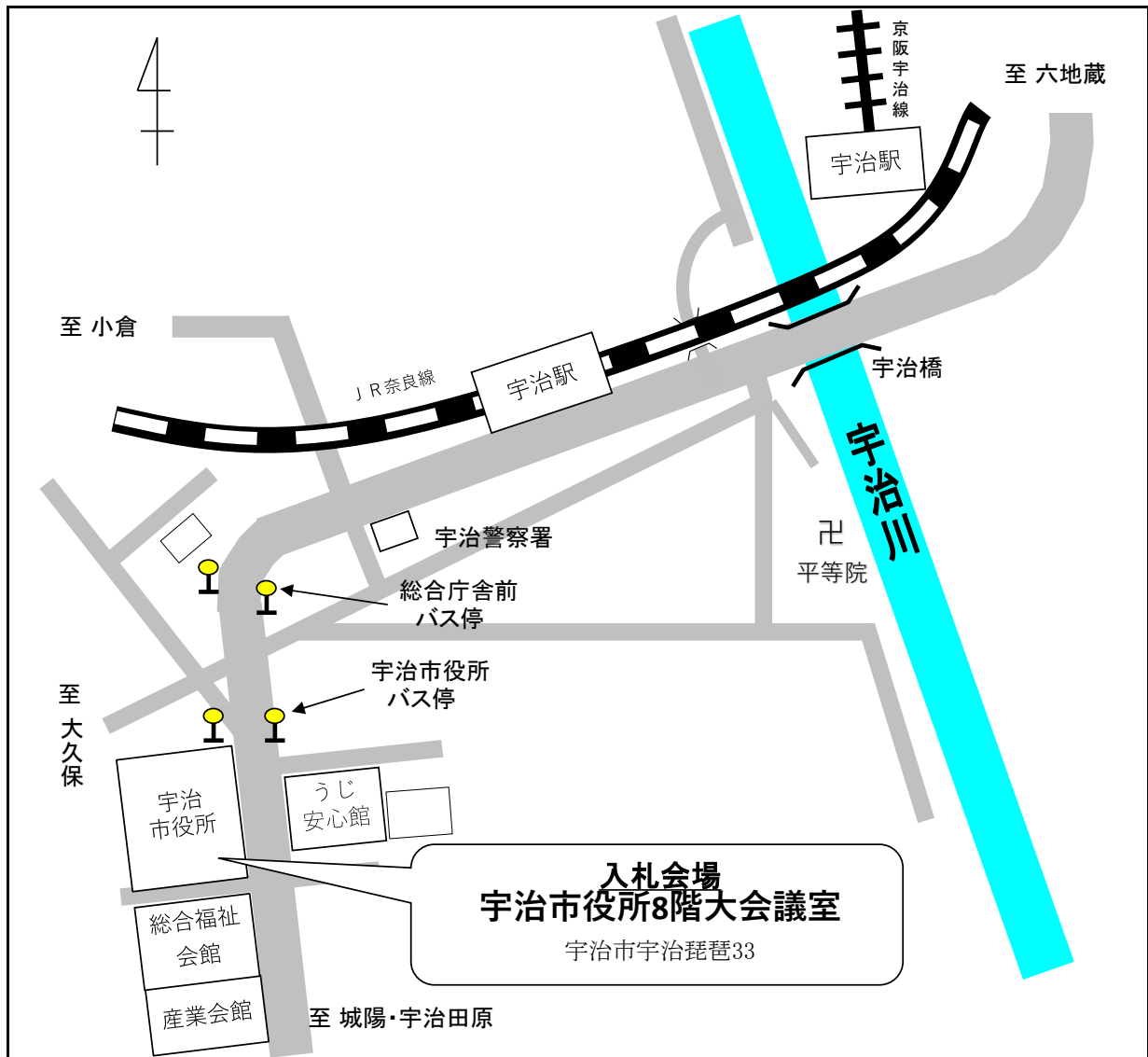
- ・ 入札開始時刻の30分前より、受付を開始します。
- ・ 入札開始時刻までに受付を済ませてください。
- ・ 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ・ 入札会場の都合により、入室できる方は2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

○ 当日にご持参していただくもの

- (1) 令和8年度一般競争入札参加申込書（参加証）（受付印が押印されたもの）
- (2) 入札保証金領収書
- (3) 印鑑（個人、法人ともに印鑑登録されているもの。代理人が出席される場合は、委任状に押印された代理人使用印）
- (4) 委任状（代理人が出席される場合のみ）
- (5) 出席者の本人確認書類（パスポートや運転免許証等、期限内で有効なもの）
- (6) 入札保証金を還付する際の振込先の金融機関がわかるもの（通帳等）
※入札保証金還付請求書に金融機関名や口座番号等を記入していただきます。
- (7) 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル等の訂正可能な筆記用具は不可）
- (8) 本書（「令和8年度市有土地売却（一般競争入札）のご案内」）

* 提出書類の返還には応じられないのであらかじめご了承ください。

入札会場案内図



入札保証金の納付

1. 入札に参加される方は、入札保証金を、申込み受付時に交付する宇治市発行の納付書に金額を記入して下記の期日までにその金額を、次のいずれかにより宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関で納付しなければなりません。
 - ① 現金
 - ② 金融機関の保証する小切手
2. 納付期間
令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）まで
（宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関の休業日を除く）
3. 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の3以上（1円未満切上げ）の額を納付してください。
4. 予定価格を下回る額の入札は無効になりますので、売払予定価格を参考にして、それを見越した上で、[例]のように必要な金額を納付するようにしてください。

[例]

（予定価格） 99,000,000円

（入札しようとする金額）

（入札保証金）

100,000,000円 × 3/100 = 3,000,000円以上

5. 入札保証金は、落札者以外については、入札保証金還付請求書（入札当日に配付）の提出により、後日、宇治市会計室より指定された金融機関の預金口座へ振り込んでお返しいたします。（振り込まれるまでに数日かかりますのでご了承ください。）
なお、入札保証金には利息を付しません。
6. 落札者が納付した入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売買代金に充当するものとします。
なお、契約保証金には利息を付しません。
7. 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

入札にあたっての注意事項

1. 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行います。
2. 入札書には、ボールペン等（鉛筆、シャープペンシル等の訂正可能な筆記用具は不可）で記入してください。
3. 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
4. 入札書への金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3.....）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
5. 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
6. 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - （1） 入札に参加する資格がない者がした入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
 - （2） 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - （3） 所定の入札書によらない入札
 - （4） 入札保証金を納付していない者の入札
 - （5） 入札保証金が入札金額の100分の3（1円未満切上げ）に満たない入札
 - （6） 予定価格を下回る額の入札
 - （7） 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - （8） 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
 - （9） 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
 - （10） 入札金額を訂正した入札
 - （11） 金額以外の訂正で訂正印のない入札
 - （12） 入札者又は代理人が同一の物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
 - （13） 入札に関し、不正の利益を得るために、連合その他の不正な行為をした者の入札
 - （14） 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - （15） 令和8年度宇治市有土地売払入札実施要領に違反した入札

開札、落札者の決定

1. 入札後直ちに、入札者立ち会いのもとで行います。
2. 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - (2) (1) に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
3. 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。
4. 落札者以外の入札者は、当日配付する入札保証金還付請求書に必要事項を記入、押印の上、その入札保証金還付請求書を入札終了後、受付にお渡してください。

入札保証金は、後日、宇治市会計室より、指定された金融機関の口座に振り込んで還付いたします。（振り込まれるまでに数日かかりますのでご了承ください。）
5. 不落札又は不調のときは、再入札を行うかは未定です。

4. 契約の締結

1. 宇治市と落札者との売買契約は、令和8年9月30日（水）までに、宇治市役所において、土地売買契約書（P23～P25）により締結しなければなりません。
※売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
※共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
2. 契約締結時に契約保証金（売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額）が必要です。なお、入札保証金は契約保証金に充当しますので、契約保証金から入札保証金を差し引いた差額をお支払いください。
3. 売買代金の支払いについて、契約保証金を売買代金に充当しますので、売買代金から契約保証金を差し引いた差額をお支払いください。
4. 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。
5. 契約を締結する際には、印鑑証明印が必要となります。
6. 土地売買契約書（宇治市保管用のもの1部）に貼布する収入印紙は、落札者の負担となります。
7. 落札者は、面積その他物件調書等に記載した事項について、実地に符号しないことがあったとしても、これらのことを理由に契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、代金の減免を請求することはできません。
8. 落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。
9. 落札者は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら落札物件の所有権を第三者に移転し、若しくは落札物件を第三者に貸してはいけません。
10. 落札者が9に違反した場合は、契約を締結しないものとし、売買代金の100分の30（1円未満切上げ）に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。

5. 売買代金の支払い

1. 令和8年10月30日（金）までに、売買代金を納付していただきます。
2. 入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売買代金にそれぞれ充当しますので、売買代金から契約保証金を差し引いた差額をお支払いください。
3. 契約締結後、代金の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金としていただき、お返しいたしません。
4. 購入資金の手当て等については、お早めに金融機関とご相談ください。

6. 所有権の移転登記

1. 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
2. 所有権移転登記の手続きは、宇治市が行います。
3. 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
4. 登記に必要な「登録免許税」等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。
5. 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他の注意事項

1. 建物を建築するにあたっては、建築基準法及び京都府、宇治市の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
2. 売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、宇治市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
3. 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

7. 問い合わせ先

担当部署

宇治市総務・市民協働部資産活用推進課

電話（代表） 0 7 7 4 － 2 2 － 3 1 4 1

（内線） 2 0 2 1

令和８年度宇治市有土地売払入札実施要領

[入札物件]

- 第１ 売払いをする市有財産は、別掲（令和８年度売払物件）のとおりとする。
- ２ 本売払いは登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

[参加申込]

- 第２ 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という）は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

[入札参加資格を有しない者]

- 第３ 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。
- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
 - （２）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者
 - （３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する者
 - （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 - （５）令和８年度宇治市有土地売払入札実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者

[留意事項]

- 第４ 入札希望者は、この入札実施要領、物件説明書及び土地売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。
- ２ 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

[物件の確認]

- 第５ 現地下見及び参考資料の縦覧は、別掲の日時及び場所において行う。

[入札日時及び会場]

- 第６ 入札は、別掲の日時及び場所において行う。

[入札保証金]

- 第７ 入札をしようとする者（以下「入札者」という）は、入札前の指定する期日までに入札保証金として、入札金額の１００分の３以上（１円未満切上げ）の額を納めなければならない。ただし、入札保証金に利息は付けない。

- 2 入札保証金の納付は、市が発行する納付書により宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関で納付するものとする。

[入札]

第8 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行う。

- 2 入札者が代理人をもって入札しようとするとき、又は共有で入札されるときにの共有代表者以外の者は、別掲の様式により委任状を提出しなければならない。なお、重複代理人は認めない。

[入札書の書き方]

第9 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印するものとする。

- 2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。
- 3 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。

[入札書の書換え禁止等]

第10 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

[入札の無効事由]

第11 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず本市の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の3（1円未満切上げ）に満たない入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 金額以外の訂正で訂正印のない入札
- (12) 入札者又はその代理人が同一物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (15) 本入札実施要領に違反した入札

[開札]

第12 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

[落札者の決定方法]

第13 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1) に該当する者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

[入札結果の公表]

第14 開札の結果、落札者の氏名（法人の場合は、その名称）及び落札金額を、入札者に知らせるものとする。

2 入札の結果は公表する。

[入札の変更等]

第15 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

[入札保証金の還付等]

第16 入札保証金は落札者を除き、入札終了後に入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。

[入札保証金の帰属]

第17 落札者が契約を締結しないとき（落札後、本入札実施要領第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

[危険担保]

第18 落札者は、面積その他物件説明書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

[契約の締結]

第19 市と落札者との売買契約は、市の指定する期日までに、宇治市総務・市民協働部資産活用推進課において、別添土地売買契約書により締結するものとする。

- 2 落札者は、契約までに、売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を契約保証金として納付し、市の指定する期日までに、売買代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売買代金に充当するものとする。
- 3 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

[落札者の義務]

- 第20 落札者は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、落札物件の所有権を第三者に移転し、若しくは落札物件を第三者に貸してはならない。
- 2 落札者は、前項に定める義務に違反したときは、契約を締結しないものとし、売買代金の100分の30（1円未満切上げ）に相当する金額を違約金として宇治市に支払わなければならない。

[契約保証金の帰属]

- 第21 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

[所有権の移転時期]

- 第22 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。
- 2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
 - 3 所有権移転登記の手続は、宇治市が行うものとする。

[落札者の譲渡制限]

- 第23 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

[公租公課等]

- 第24 落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

[遵守事項]

- 第25 入札者は、本入札実施要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

土 地 売 買 契 約 書

宇治市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所 在 地	地 番	地 目	面 積	備 考
		宅地	m ²	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和8年10月30日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 甲は、乙が第1項に規定する支払を完了しないときには、第4条の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに移転するものとし、何らの手続きを要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が嘱託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(風俗営業等の禁止)

第8条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれに各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(危険負担)

第11条 この契約の締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第14条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲が指定する期間内に自己の費用で売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価の減損額に相当する金額を甲に支払わなくてはならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲が指定する期日までに売買物件の所有権移転登記の承諾書その他当該登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 第13条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(返還金)

第16条 甲は、この契約を解除したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、乙が第14条第2項又は前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と対等額で相殺するものとする。

2 前項の返還金には、利息は付さないものとする。

(必要費等の補償)

第17条 乙は、第13条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買物件に関し必要費又は有益費その他一切の費用を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 甲 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市
代表者 市長 松村 淳子

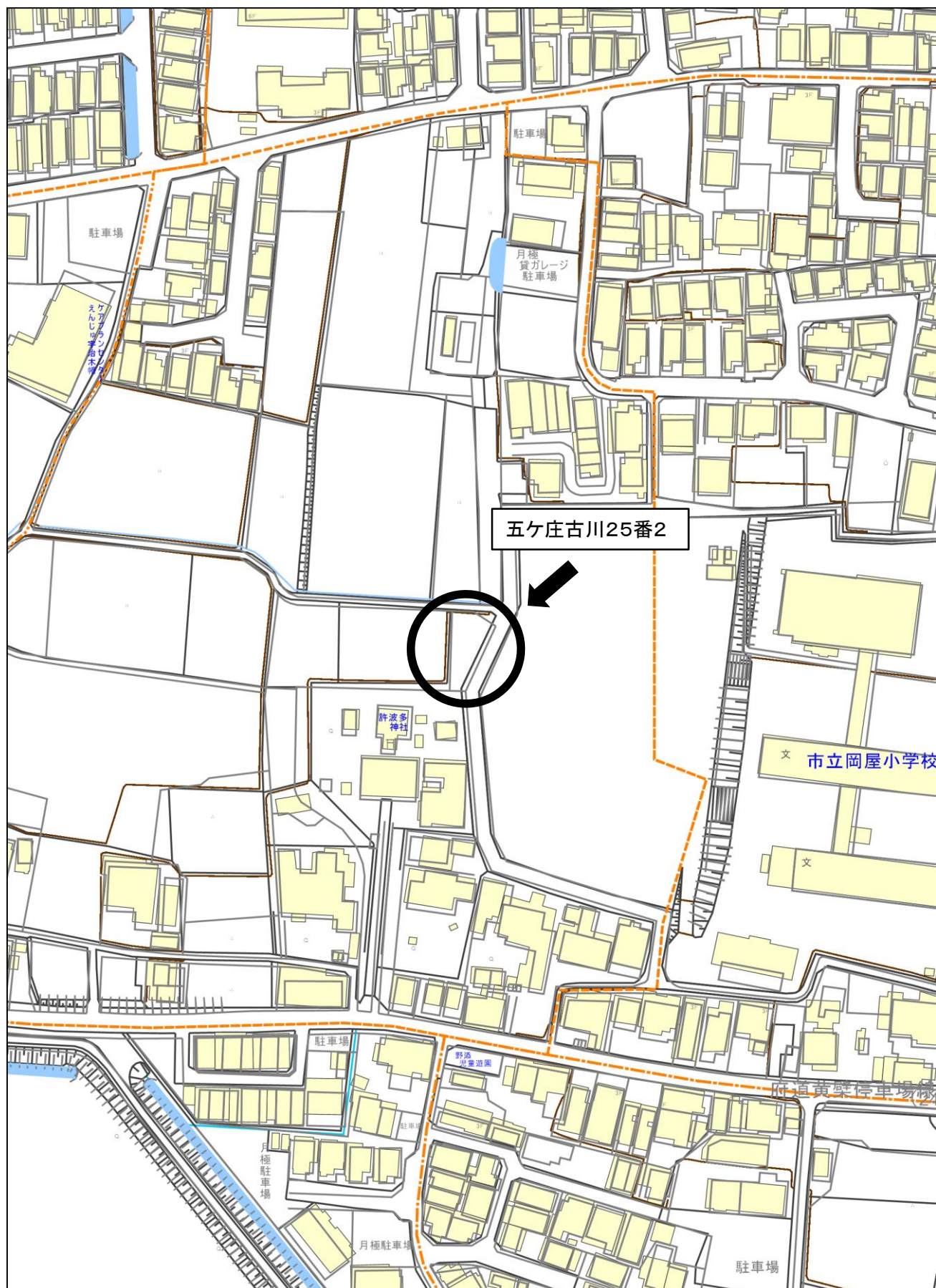
印

買受人 乙

印

物 件 説 明 書

物件番号		1号物件			
予定価格		14,105,174円			
所在地		宇治市五ヶ庄古川25番2			
土地	地積	公簿	199.79㎡		
		実測	199.79㎡		
	地目	公簿	宅地		
		現況	宅地		
	土地の状況		更地		
接面道路の状況		東側【種別】「市道五ヶ庄20号線」【幅員】約4.3m【舗装】有(建築基準法第42条1項1号の道路) 北側【種別】市有道路敷(市道認定無し)及び市有水路敷【幅員】約2.5m【舗装】無(建築基準法第42条2項に該当する道路。建築する際は、同条2項に基づき道路境界線を後退する必要があります。)			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内容		お問い合わせ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市整備部 都市計画課	0774-20-8743
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	第三種高度地区			
	防火指定	準防火地域			
	開発行為等	土地利用を行う際は、宇治市まちづくり・景観条例に基づく協議が必要な場合があります。		都市整備部 開発指導課	0774-20-8926
	景観保全	景観計画(G地区)		都市整備部 歴史まちづくり推進課	0774-20-8918
	屋外広告物	屋外広告物に関する規制有			
	文化財保護	埋蔵文化財包蔵地(寺界道遺跡)			
供給処理施設	施設の種類	内容等	状況	お問い合わせ先	
	電気	関西電力(株)	関西電力(株)コールセンターへお問い合わせください		0800-777-8810
	上水道	市営水道	前面道路配水管なし	宇治市公営企業 上下水道部工務課	0774-20-8764
	下水道	公共下水	前面道路本管あり	宇治市公営企業 上下水道部下水道施設保全課	0774-20-8734
	ガス	大阪ガス(株)	大阪ガス(株)京滋事業部導管計画チームへお問い合わせください		075-315-8942
交通機関	鉄道	京阪電車 黄檗駅 約1km			
	バス	京都京阪バス JR黄檗駅停留所 約1.2km			
学校区	小学校	岡屋小学校			
	中学校	東宇治中学校			
留意事項		○現況有姿のまま売却します。 ○土壌汚染、地下埋蔵物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○土地利用を行う際、都市計画法に基づく開発許可が必要な場合があります。所管は京都府です。 ○当該土地の前面道路には、配水管(本管)が布設されていません。上水道を使用する場合は、使用者の費用で配水管を新たに布設する必要があります。 詳細については、上下水道部工務課と協議してください。 ○東側道路に250mmの下水道本管は敷設されていますが、当敷地内に公共汚水ますは設置されていません。 ○土地利用の際は、下水接続について上下水道部下水道計画課と協議してください。			

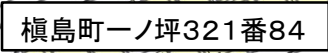


五ヶ庄古川



物 件 説 明 書

物件番号		2号物件			
予定価格		12,606,672円			
所在地		宇治市槇島町一ノ坪321番84			
土地	地積	公簿	138.84㎡		
		実測	138.84㎡		
	地目	公簿	宅地		
		現況	宅地		
土地の状況		更地			
接面道路の状況		北側【種別】「市道槇島町58号線」【幅員】約5.5m【舗装】有(建築基準法第42条1項1号の道路) 東側【種別】「市道槇島町64号線」【幅員】約5.9m【舗装】有(建築基準法第42条1項1号の道路)			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内容		お問い合わせ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市整備部 都市計画課	0774-20-8743
	用途地域	第一種住居地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	第三種高度地区			
	防火指定	準防火地域			
	開発行為等	土地利用を行う際は、宇治市まちづくり・景観条例に基づく協議が必要な場合があります。		都市整備部 開発指導課	0774-20-8926
	景観保全	景観計画(G地区)		都市整備部 歴史まちづくり推進課	0774-20-8918
	屋外広告物	屋外広告物に関する規制有			0774-21-1602
文化財保護	埋蔵文化財包蔵地(太閤堤:小倉堤)				
供給処理施設	施設の種類	内容等	状況	お問い合わせ先	
	電気	関西電力(株)	関西電力(株)コールセンターへお問い合わせください		0800-777-8810
	上水道	市営水道	前面道路配水管あり	宇治市公営企業 上下水道部工務課	0774-20-8764
	下水道	公共下水	前面道路本管あり	宇治市公営企業 上下水道部下水道施設保全課	0774-20-8734
	ガス	大阪ガス(株)	大阪ガス(株)京滋事業部導管計画チームへお問い合わせください		075-315-8942
交通機関	鉄道	近鉄電車 小倉駅 約1.4km			
	バス	京都京阪バス 三軒家停留所 約400m			
学校区	小学校	槇島小学校			
	中学校	槇島中学校			
留意事項		○現況有姿のまま売却します。 ○土壌汚染、地下埋蔵物及び地盤に関する調査は実施していません。 ○土地利用を行う際、都市計画法に基づく開発許可が必要な場合があります。所管は京都府です。 ○前面道路 槇島町58号線及び同64号線に道路付属物(ガードレール、カーブミラー、街灯等)があります。土地利用において支障となる場合は、土地利用者において、道路法に基づく手続きを行い、自らの費用において対応してください。 ○当敷地内には公共汚水ますが設置されています。			

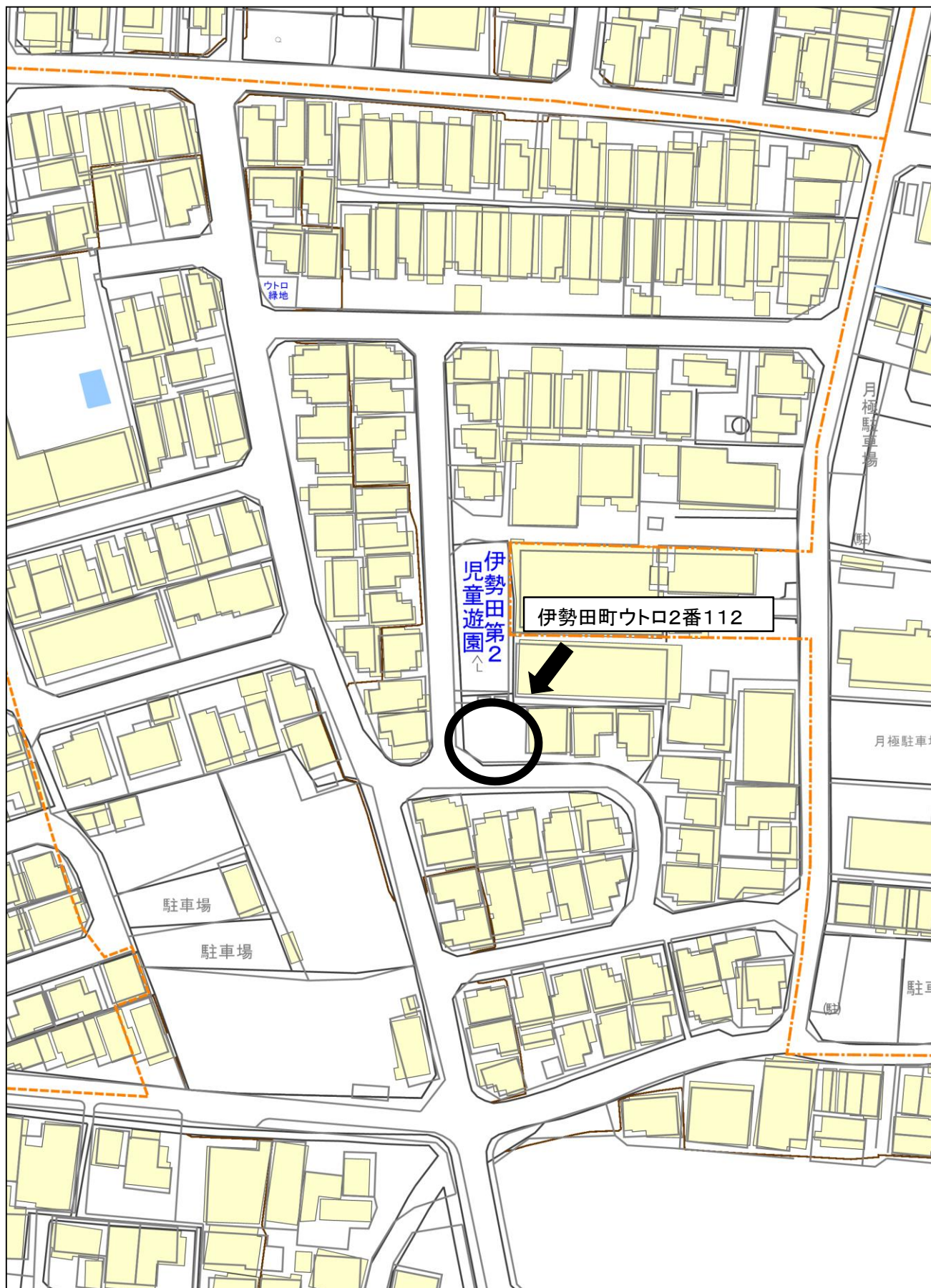


槇島町一ノ坪



物 件 説 明 書

物件番号		3号物件			
予定価格		17,251,840円			
所在地		宇治市伊勢田町ウトロ2番112			
土地	地積	公簿	134.78㎡		
		実測	134.78㎡		
	地目	公簿	宅地		
		現況	宅地		
	土地の状況		更地		
接面道路の状況		西側【種別】「市道伊勢田町127号線」【幅員】約6m【舗装】有(建築基準法第42条1項1号の道路) 南側【種別】「市道伊勢田町126号線」【幅員】約6m【舗装】有(建築基準法第42条1項1号の道路)			
私道負担		なし			
都市計画法等による制限	種類	内容		お問い合わせ先	電話番号
	区域区分	市街化区域		都市整備部 都市計画課	0774-20-8743
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	高度指定	第四種高度地区			
	防火指定	準防火地域			
	開発行為等	土地利用を行う際は、宇治市まちづくり・景観条例に基づく協議が必要な場合があります。		都市整備部 開発指導課	0774-20-8926
	景観保全	景観計画(G地区)		都市整備部 歴史まちづくり推進課	0774-20-8918 0774-21-1602
	屋外広告物	屋外広告物に関する規制有			
	文化財保護	埋蔵文化財包蔵地外			
供給処理施設	施設の種類	内容等	状況	お問い合わせ先	
	電気	関西電力(株)	関西電力(株)コールセンターへお問い合わせください		0800-777-8810
	上水道	市営水道	前面道路配水管あり	宇治市公営企業 上下水道部工務課	0774-20-8764
	下水道	公共下水	前面道路本管あり	宇治市公営企業 上下水道部下水道施設保全課	0774-20-8734
	ガス	大阪ガス(株)	大阪ガス(株)京滋事業部導管計画チームへお問い合わせください		075-315-8942
交通機関	鉄道	近鉄電車 伊勢田駅 約650m			
	バス	京都京阪バス 緑ヶ原停留所 約550m			
学校区	小学校	伊勢田小学校			
	中学校	西宇治中学校			
留意事項		○現況有姿のまま売却します。 ○土壌汚染、地下埋蔵物及び地盤に関する調査は実施しておりません。 ○土地利用を行う際、都市計画法に基づく開発許可が必要な場合があります。所管は京都府です。 ○当敷地内には公共汚水ますが設置されています。			



伊勢田町ウトロ



令和8年度一般競争入札参加申込書（参加証）

次の市有土地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

宇治市長宛て

申込者

住所（所在地）（〒 ー ）

フリガナ
氏名

⑩

（法人名及び代表者名）

電話番号 （ ）

【共有名義の場合】

共有者

住所（所在地）（〒 ー ）

フリガナ
氏名

⑩

共有者

住所（所在地）（〒 ー ）

フリガナ
氏名

⑩

物件番号	物件所在地	入 札 日 時	
		入 札 実 施 日	入札開始時刻
		令和8年9月15日（火）	午前10時

＊ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所及び氏名を記入し、押印（印鑑証明印）してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所及び氏名を記入し、押印（印鑑証明印）してください。

＊ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。

受 付 印

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

誓 約 書

私は、宇治市が実施する令和８年度市有土地売払一般競争入札参加の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- １．令和８年度宇治市有土地売払入札実施要領第３に記載する事項に該当しません。
- ２．入札に際し、令和８年度宇治市有土地売払入札実施要領、土地売買契約書、入札物件の法令上の規制等、全て承知の上で参加いたします。
- ３．落札した物件の活用にあたっては、近隣住宅地との調和を図り、周辺住民の理解を得るとともに、法令上の規制を必ず遵守いたします。

令和 年 月 日

宇 治 市 長 宛 て

住 所（〒 ）
（所在地）

フリ ガナ
氏 名

（法人名及び代表者名）

㊞

（印鑑証明印）

【共有名義の場合】

共有者住所（〒 ）
（所在地）

フリ ガナ
氏 名

㊞

（印鑑証明印）

委 任 状

令和 年 月 日

私は、宇治市が実施する市有土地売払一般競争入札に参加するに当たり、次のとおり、代理人に権限を委任します。

1. 委任する権限

令和8年度市有土地売払の一般競争入札に関する一切の権限
(売払い地：)

2. 代理人

住 所 (〒 -)
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

代理人使用印

入札申込者

住 所 (〒 -)
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名及び代表者名)

㊞

(印鑑証明印)

- 備考 1 委任状は、入札当日に必要です。
- 2 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

入 札 書

宇 治 市 長 宛 て

物件番号	物 件 所 在 地

入札価格

(記入例)

		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

宇治市有土地売払入札実施要領を承知の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者

住 所 (〒 —)
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名及び代表者名)

㊞

(印鑑証明印)

代理人

住 所 (〒 —)
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

㊞

(代理人使用印)

- 備考 1 代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名を記入の上、委任状に使用した代理人使用印を押印すること（入札者の押印は不要）
- 2 金額はアラビア数字で記入し、金額の最初の数字の前に「¥」を記入すること
- 3 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

宇治市長宛て

入札者

住 所 (〒)
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名及び代表者名)

⑩

(印鑑証明印)

代理人

住 所 (〒)
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(代理人使用印)

宇治市有土地一般競争入札の物件に関する次の金額の入札保証金の還付を請求します。

還付金額

(記入例)

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	8

振込口座

振込先	銀行 金庫 農協	店	預金項目	1. 普通 (総合) 2. 当座
口座番号		(フリガナ) 口座名義		

- 備考 1 代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名を記入の上、委任状に使用した代理人使用印を押印すること (入札者の押印は不要)
- 2 金額はアラビア数字で記入し、金額の最初の数字の前に「¥」を記入すること